

議第59号

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(保育料等の徴収)

- 第1条 市長は、保育料として、幼稚園に在園する者の保護者（子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。）から、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して別に定める額を徴収することができる。ただし、別に定める場合は、この限りでない。
- 2 市長は、幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育のための時間の開始前及び終了後並びに学校教育法施行令第29条の規定に基づき教育委員会が定める休業日に幼稚園が当該幼稚園に在園している者その他教育委員会が適当と認める者に対して行う教育に要する費用として、これらの者の保護者から、日額1,000円の範囲内において別に定める額を徴収することができる。
- 3 市長は、入園料として、幼稚園に入園しようとする者の保護者から、20,000円を徴収することができる。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

4 市長は、授業料として、高等学校に在学する者から、別表に掲げる額を徴収することができる。

5 市長は、入学料として、高等学校に入学しようとする者から、別表に掲げる額を徴収することができる。

第2条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項本文中「保育料にあつては12,000円を8月を除く各月、授業料にあつては」を「授業料は、」に改め、同項を同条第2項とし、同条第1項として次の1項を加える。

保育料、前条第2項に規定する費用、入園料及び入学料は、市長が指定する日までに、それぞれ納入しなければならない。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「保育料」の右に「、第1条第2項に規定する費用」を加え、同条を第6条とする。

第8条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加え、同条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い京都市立幼稚園の保育料を改定する等の必要があるので提案する。